

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札様式集

令和7年度 一般競争入札（再度公告）

敦賀市 総務部 契約管理課

目次

一般競争入札参加申込書（再度公告）	1
入札書	2
委任状	3
質問書	4
敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告）参加資格通知書	5
入札辞退届	6
一般競争入札参加申込書（再度公告）記載例	7
入札書（記載例）	8
入札書（記載例・代理人ありの場合）	9
委任状（記載例）	10
入札書の封筒記載例	11
市有財産賃貸借契約書（案）	12

様式第1号

一般競争入札参加申込書（再度公告）

令和8年 月 日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 ㊟

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）に参加したいので、
入札要領を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

「申込」欄に○を記載してください。

設置施設	設置場所	賃貸借 面積	取扱希望商品	申込
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	0.96 m ²	アイス・氷菓子	

様式第2号

入札書

(敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告)

令和8年3月16日

敦賀市長

(住所)

(氏名)

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

貸貸借料率

<input type="text"/>	•	<input type="text"/>	%
----------------------	---	----------------------	---

※貸貸借料率は、売上見込額に対する希望貸貸借料（消費税及び地方消費税を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること。

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）をすること。

様式第3号

委任状

令和8年3月16日

敦賀市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

今般_____を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 1 開札立会いの件（同上）
- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

㊟

様式第 4 号

質問書

事業者名：
担当者：
連絡先：
メールアドレス：

質問事項 ※入札要領の箇所記載	内 容
(例) 入札要領○ページ △△	□□□と解してよろしいか。

※質問の内容は、入札要領等の箇所を質問事項に明記したうえ、簡潔かつ具体的に記載してください。

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告）参加資格通知書

令和8年 月 日付けで参加申込みのあったみだしのことについて、入札参加資格を有していることを認めましたのでお知らせします。

入札は下記のとおり実施します。

記

- 1 日時 令和8年3月16日（月） 午前10時から

設置施設	設置場所	入札開始時間
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	10時00分

- 2 場所 敦賀市役所2階 201会議室

担当：敦賀市総務部契約管理課（担当：井上）

住所：〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 契約管理課

電話番号：0770-22-8105（直通番号）

メール：keiyaku@ton21.ne.jp

様式第6号

入札辞退届

(敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告)

令和8年 月 日

開札年月日 令和8年3月16日(月)

件名 敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札(再度公告)

辞退する物件

設置施設	設置場所	入札開始時間
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	10時00分

このたび、上記物件に係る入札の参加申込みをしましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

令和8年 月 日

敦 賀 市 長

入札参加申込者 (住所)
(商号・名称)
(代表者氏名)

㊞

※署名又は記名押印

様式第1号

申込書提出日（郵送日）

一般競争入札参加申込書（再度公告）記載例

令和8年2月〇〇日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

本店所在地 商号又は名称

代表者職氏名 代表者印

（委任先の登録がある場合は、委任先の
所在地・商号又は名称、委任者の職氏名

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）に参加したいので、
入札要領及び仕様書等を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

「申込」欄に○を記載してください。

設置施設	設置場所	賃貸借 面積	取扱希望商品	申込
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	0.96 m ²	アイス・氷菓子	

物件の申込欄に「○」を付けてください。

入札書（記載例）

（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告）

入札日

令和8年3月16日

敦賀市長

（住所）

（氏名）

本店所在地 商号又は名称
代表者の職・氏名
入札参加資格に登録している使用印鑑

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

この場合、年間売上が100万円（税込）
であれば年間賃貸借料は
【屋外】 $100万 \times 30\% = 33万$ 円
となります。

賃貸借料率

30.0%

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること。

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）をすること。

入札書（記載例・代理人ありの場合）

（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告）

入札日

令和8年3月16日

敦賀市長

委任状の委任元の法人所在地 商号又は名称
代理人の氏名 代理人個人の印

（住所）福井県〇〇市〇〇1-1
〇〇株式会社 △△支店
（氏名）△ △ △ △

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

この場合、年間売上が100万（税込）
であれば年間賃貸借料は
【屋外】 $100万 \times 30\% = 30万円$
となります。

賃貸借料率

30. 0%

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税（10%）
を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）すること

委任状（記載例）

委任状作成日
受付開始前でも可

本店所在地 商号又は名称
代表者職 氏名 代表者印
委任先のある場合は、委任先のもの

令和8年3月16日

入札当日に来られる
方の氏名（代理人）

所在地 福井県〇〇市〇〇1-1
商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店
代表者職氏名 支店長 □□ □□ ⑩

今般_____を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 1 開札立会いの件（同上）
- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人の氏名・印

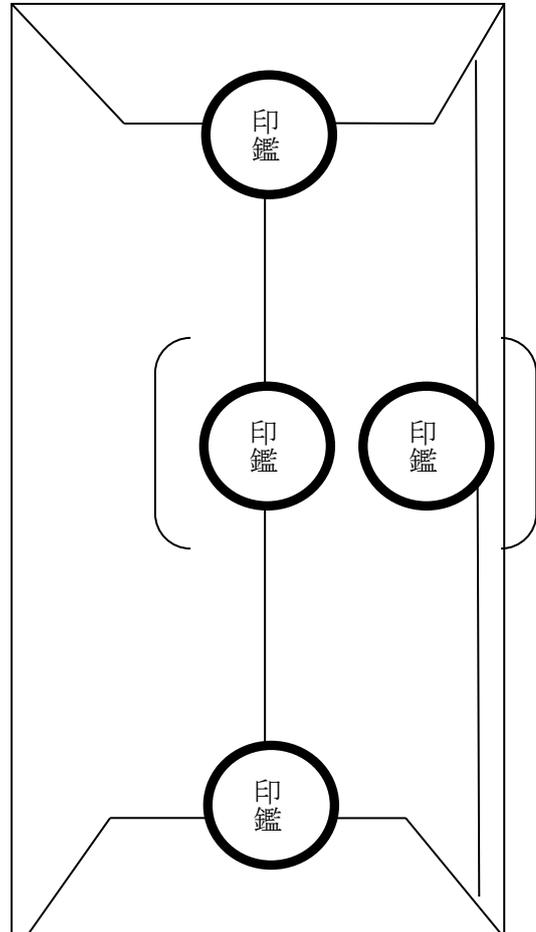
代理人 △ △ △ △ ⑩

入札書の封筒記載例

封筒（表）

所在地
入札者名
敦賀市自動販売機設置事業者選定（再度公告）
一般競争入札
入札書在中

封筒（裏）



☆注意事項☆

- ・ 縦書き、横書きは問いません。
- ・ 入札書を封筒に入れ、封筒には、入札者名、所在地を必ず記載してください。
- ・ 入札書を入れた、封筒の張り合わせ部分に3か所押印してください。
- ・ 封筒の裏面の貼付部分が左右に寄っている封筒を使用する場合も、中央の印鑑は、割印となるよう端に押印してください。（図のとおり）
- ・ 参加申込書、委任状は封筒の中に入れてください。
- ・ 封筒と入札書の記載内容を確認して入れてください。
- ・ 封筒の裏面も、入札書と同様の印鑑を押印してください。

代理人が入札する場合

- ・ 入札書は、代理人が記名押印（代理人の印鑑）してください。
- ・ 封筒の裏面も、代理人の印鑑を押印してください。

市有財産賃貸借契約書（案）

敦賀市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 貸付人は、借受人に対し、その所有する次に掲げる市有財産の一部（以下「賃貸借物件」という。）を貸し付け、借受人はこれを借り受けるものとする。

- (1) 貸付施設 （施設の名称）
- (2) 貸付場所 （設置場所）
- (3) 貸付面積 （貸付面積） m²

（用途の指定）

第3条 借受人は、賃貸借物件を自動販売機設置の用に供しなければならない。

- 2 借受人は、自動販売機設置に当たり仕様書の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（賃貸借物件の保全義務等）

第5条 借受人は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意義務を持って管理し、及び使用するものとする。

- 2 借受人は、賃貸借物件内において、危険物等の取扱いや他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 3 賃貸借物件に係る金銭の遺失、盗難その他事故等については、借受人において、一切を解決しなければならない。

（賃貸借料の徴収）

第6条 賃貸借料は、売上金額に賃貸借料率〇〇．〇パーセントを乗

じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

- 2 前項に定める賃貸借料について、借受人は貸付人が四半期毎に発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 借受人は、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じたときは、賃貸借料に相当額を加減して納入するものとする。
- 4 借受人は、賃貸借物件の使用につき必要とする加算金として、毎月使用した電気料を貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 5 電気料算出のため、借受人は、電力使用実績が明らかに把握できる計量機器等を設置するものとする。

（売上報告書の提出）

- 第7条 借受人は、自動販売機の売上状況を四半期毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月15日までに貸付人に報告するものとする。
- 2 貸付人は、前項に定める報告に基づき、前条第2項に定める納入通知書を発行するものとする。

（費用負担）

- 第8条 自動販売機及び電力使用実績計量機器等の設置、維持、補修、撤去その他の行為に要する一切の費用は、直接、間接経費を問わず全て借受人の負担とする。

（設置に当たっての遵守事項）

- 第9条 借受人は、自動販売機の設置に当たって商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等を適切に行うとともに、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃を行うこと。
 - (2) 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
 - (3) 関係の法令及び条例等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
 - (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえ

で安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (5) 自動販売機の設置に伴う事故については、貸付人の責めに帰する場合を除き、借受人がその費用と責任において解決すること。
- (6) 故障等の問合せに対応するため、自動販売機本体に借受人の連絡先を明記すること。
- (7) 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損し、又は損傷したときは、借受人がその費用と責任において対応すること。

(第三者への損害の賠償義務)

第10条 借受人は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、貸付人の責めに帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 借受人は、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。

(貸付人の解除権)

第12条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により借受人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の内容の履行に関し、借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 借受人が更正手続開始、再生手続開始若しくは破産手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 第13条の規定によらないで、借受人が本契約の解除を申し出たときで、貸付人が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 貸付人は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、借受人との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、借受人の責に帰すべき事由がある場合は、貸付人は納付済貸借料を違約金とし、借受人に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(借受人の解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により貸付人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 貸付人が本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、貸付人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第14条 借受人は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく自動販売機の撤去を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により、賃貸借物件に投じた改良のための有益費その他の費用があっても、その費用の償還を貸付人に請求することができないものとする。

(原状回復)

第16条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により自動販売機を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(損害賠償)

第17条 借受人は、本契約の履行に関して、借受人の責に帰すべき事由により貸付人に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

2 前項に規定する損害賠償の額は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、借受人の負担とする。

(疑義の解釈等)

第19条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月〇〇日

貸付人 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市
敦賀市長

借受人 (落札した者の住所・氏名 等)